



特定商取引法の改正による詐欺的な定期購入商法への対応

令和3年6月9日、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました(同月16日公布)。

この改正法は、特定商取引法や預託法等についての様々な制度改革を行うものですが、その改正内容の一つとして、通販の「詐欺的な定期購入商法」対策が含まれています(なお、施行されるのは、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日とされています)。

「詐欺的な定期購入商法」(あるいは「お試し価格商法」とは、健康食品や化粧品等のインターネット通販において、「初回無料」・「初回500円」などと通常価格よりも低価格で購入できることを強調した広告が表示されているが、実際に申し込むと、4か月以上の継続が条件となっている定期購入契約に申し込んだこととなり、予期せぬ高額な代金を受けてしまうという商法です。

今般の法改正では、このような「詐欺的な定期購入商法」への対策として、「特定申込みを受ける際の表示」(特定商取引法第12条の6)として、申込み手続き画面において、表示すべき事項及び表示してはならない事項を定めて、消費者を誤認させるような表示を禁止しています。また、通信販売の契約の解除等を妨害するための不実の告知についても禁止されました(同法第13条の2)。

そして、規定に違反して、定期購入でないことを誤認させる表示を行った場合については、行政処分だけではなく、懲役刑・罰金刑が直接に科せられ得ることとなりました(同法第70条第2号)。また、これらの禁止行為については適格消費者団体の差止請求の対象にも追加されています(同法第58条の19)。

さらに、このように「詐欺的な定期購入商法」における消費者を誤認させる表示について行政ルールとして禁止するのみではなく、改正法においては、このような表示によって誤認して申込みをさせられた消費者の取消権についても新たに定められています。

(次頁に続く)

これらの改正内容は、「詐欺的な定期購入商法」について、厳しく規制し、また、契約してしまった消費者の救済にもつながる重要な改正といえます。

なお、上記の各規制は、申込みの「手順が表示される映像面」における表示を問題としていますが、インターネット通販では最初に表示される広告画面からクリック等によって次々に画面が移行していくという特性があり、それらの各画面における表示が一体となって消費者の判断に影響を与えることとなります。したがって、上記の規制の適用においても「手順が表示される映像面」とは、いわゆる申込みフォームへと連続する広告画面を含めたものとして理解されなければならないと考えられます。

「詐欺的な定期購入商法」については、現在のところ、同様の商法を行う新たな事業者が次々に現れるという状況にあります。

当団体においても、消費者を誤認させる不当な表示を行うものとして、景品表示法を根拠として、これまで「詐欺的な定期購入商法」に対する積極的な差止請求活動を行ってきましたが、いまだに同種手口が他の事業者によって続けられています。

このような商法を真に廃絶するため、違反行為には刑事罰の適用を含めて、厳格な態度で上記の改正法が運用されることを期待したいと思います。

(2021年8月)